

令和5年10月30日

稲沢市長 加藤 錠司郎 様

稲沢市特別職報酬等審議会
会 長

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）
令和5年10月17日付け5稲人第82号で諮問のありましたこのことについて、
審議の結果、下記の結論に達しましたので、ここに答申します。

記

1 市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、
次に掲げる額に改定することが適当である。

| | | |
|-------|------|-------------------|
| 議 長 | 報酬月額 | 556,000円(+2,000円) |
| 副 議 長 | 報酬月額 | 506,000円(+2,000円) |
| 議 員 | 報酬月額 | 484,000円(+1,000円) |
| 市 長 | 給料月額 | 996,000円(+3,000円) |
| 副 市 長 | 給料月額 | 821,000円(+3,000円) |
| 教 育 長 | 給料月額 | 735,000円(+2,000円) |

2 実施の時期

特別職の報酬等の額の改定については、令和6年4月1日から実施することが適
当である。

3 審議内容

本審議会は、諮問事項について、特別職報酬等の改定経緯、県内各市の特別職報
酬等の状況、県内各市での審議状況などを比較検討し、慎重に審議した。

稲沢市の財政事情は、高騰する燃料費などの物価上昇の影響や人口減少、少子高
齢化により今後、大幅な歳入増が見込めない中、様々な施策を推進していかなばな
らないことから、今後とも、厳しい状況が続くものと予測される。

審議の中では、7年連続で据え置きとなったこと、物価上昇を反映させる意味で
も、引き上げるべきとの意見となり、社会情勢、財政力指数等を総合的に勘案し、
0.31%引き上げるという結論に至った。

なお、引き上げ額については、国の指定職俸給表の引き上げ率を参考にしたもの
である。